

第1回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和7年9月25日（木） 午後2時55分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 2人（欠席1人）

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

- (1) 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (3) 資料説明について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

5 議事要旨

- (1) 部会長・部会長代理の選任について

公益委員の互選により、部会長に佐藤委員、部会長代理に長谷川委員が選任された。

- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について

今年度の専門部会の運営について、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合には専門部会の決議を本審の決議として答申することが確認された。

- (3) 資料説明について

専門部会に提出した岡山県内における経済指標、雇用情勢等各種資料について、事務局から説明が行われた。

また、岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会の審議のための基礎資料を得ることを目的として実施した最低賃金基礎調査結果について事務

局から説明が行われた。なお調査結果から推計される未満率は6.4%であったことが報告された。

(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

ア 岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側意見要旨】

産業別最低賃金の改定は必要である。

- ・汎用機械、一般機械を取り巻く状況は、企業においても厳しいものと認識するが、そこに働く労働者においても物価高等、生活苦のなかで、これを改善する必要がある。
- ・特定最賃の改定は、人口流出の歯止めをかけるためにも、また、魅力ある産業、特色のある産業に育てていくためにも重要な課題である。
- ・特殊な技術、過酷な職場環境にある現状から、地賃よりも優位的な賃金が必要である。
- ・今春闘において一定程度の賃上げを確保したが、この取組を進めることにより一般機械の魅力を出し、処遇改善によるモチベーションの維持・向上が重要である。
- ・組織化されていない労働者、声を上げられない労働者のためにも賃金水準の引上げは必要である。

【使用者側意見要旨】

最低賃金の改正決定の必要性については、その必要はない。

- ・地方最低賃金も大幅に引き上げられ、特定最低賃金の役割は終えたのではないかと考える。
- ・中小・零細企業においては、特に価格転嫁、賃上げは大変厳しい状況にある。一般機械の優位性は各企業の努力によって判断していくものではないか。
- ・物価が上がり、生活が厳しいということは理解するが、特定最賃を据え置くというのではなく、各企業が考える時期に来ているのではないか。この専門部会で下回ってはいけないという金額を決定する必要はないと考えている。
- ・会社を発展させたい、優秀な人材を確保したいという企業はその賃金は個別に検討すべきである。一方、中小・零細企業からすると、引上げできない状況にある。

イ 協議の継続について

労使双方から改正決定の必要性について基本的な考え方が述べられた後、双方から様々な意見が出され、意見交換が行われたが、意見の一致をみるに至らなかった。

そのため、当日はこれ以上の進展が見込まれないことから、次回に持ち

越すこととなった。

(5) 今後の審議日程について

第2回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会は10月1日(木)に開催することが連絡された。

(6) その他

特になし。

6 配布資料

- ・岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿
- ・特定最低賃金にかかる諮問文
 - ①特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
 - ②特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について(諮問)
- ・岡山県金融経済月報(2025年9月4日)「日本銀行岡山支店」
- ・岡山県内経済情勢報告(令和7年7月29日)「岡山財務事務所」
- ・岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数(令和7年7月分)
「岡山県総合政策局統計分析課」
- ・雇用情勢(令和7年7月)「岡山労働局職業安定課」
- ・特定最低賃金基礎調査結果等
- ・岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較
- ・令和6年度岡山県最低賃金・特定最低賃金審議経過及び結果一覧表